

社会福祉法人有徳会 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(定義等)

第1条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等とは、社会福祉法第45条の3第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む。）及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 評議員の報酬等は、社会福祉法人有徳会定款第8条に定めるとおり無報酬とする。
2 理事及び監事に対しては、定款第21条にかかわらず、当面、報酬等は支給しないものとする。ただし、理事長に対してのみ、報酬等を支給するものとする。

(報酬等の算定方法)

第3条 理事長に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じて定めるものとする。
(1) 報酬等については、別表第1に定める額

(報酬等の支給方法)

第4条 理事長に対する報酬等の支給の時期は、次に掲げる報酬等の区分に応じて定める時期とする。
(1) 報酬 毎月末日（その日が土曜日、日曜日又は祝日にあたる場合はその前日）
2 報酬は、口座振込の方法によって支払う。

(公表)

第5条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

附 則

この規程は平成29年 6月10日(評議員会の議決日)から施行する。

この規程は令和 元年 6月15日(評議員会の議決日)から施行する。

この規程は令和 2年 4月10日(評議員会の議決日)から施行する。

別表1

役職名	報酬額
理事長(常勤)	月額 50万円以内